

OWNER'S LIFE

発行：エヌピー通信社 電話：03-6263-2093(代表) 日本新聞協会／日本記者クラブ／国税庁記者クラブ／国会記者会 会員社

オーナーズライフ vol. 87 2026 April

www.owners-life.com



木曾三川が伊勢湾へと注ぐ河口に位置する桑名は、古くから水運が発達し、交通の要衝として栄えた城下町。「六華苑」は、桑名の米相場で大儲けし、のちに「日本一の山林王」「日本一の大地主」などと呼ばれるほどの財を成した実業家、諸戸家の旧邸宅とその庭園の総称で、国の重要文化財・名勝に指定されている。(4面に関連記事) 写真提供：桑名市教育委員会・六華苑

国税当局がマークする 「療養中の役員報酬」に注意

オーナー経営者など役員が病に倒れたとき、その代役は簡単には見つからない。たとえ持病が悪化しても簡単に辞意を表明するわけにはいかず、多くの役員は療養を続けながらも経営にタッチすることになるだろう。その際、役員報酬や見舞金の処理は国税当局と争いになることが多い。無理なく損金化して憂いなく経営を続けるために知っておくべき注意点を調べてみた——(3面)

contents

02 春は税務調査の季節
この時期の傾向を知る

05 先人の名言から学ぶ
経営者の珠玉の言魂

04 歴史建築探訪
六華苑(三重・桑名市)

06 バレやすい「経費で愛人」
税務署はお見通し!?

本紙定期配送のご案内

『オーナーズライフ』はオーナー経営者の皆様に読者を限定したフリーペーパーです。「上質生活と事業承継」を中心に戦略的即効性が高く、かつ保存性の高いオリジナル情報を網羅しています。お気軽に定期配送(購読料・送料0円)をお申し込み下さい。

www.owners-life.com

エヌピー通信社のホームページに有益情報が満載!

エヌピー通信社

検索

SINCE 1948 納税通信 臨時増刊

この時期の傾向を知っておきたい

春の税務調査シーズン始まる

ノルマ重視の「ヨンロク調査」

いよいよ春の税務調査シーズンがやってくる。4～6月の「ヨンロク調査」は、秋の調査に比べると厳しくないとはいわれるが、ノルマに追われた調査官たちの「春の開幕ダッシュ」に決して油断はできない。

とくに狙われる「期ズレ」「棚卸し」

税務当局は毎年7月から6月までを「事務年度」として、一般に使われる、4月から3月を指す「年度」と区別している。新事務年度は7月に始まり、あいさつ回りや前任者からの引き継ぎ、調査の準備を経て9月から年末にかけての「秋の調査シーズン」に突入する。この時期の調査は大きな不正を発見しようと調査官が意気込むため、秋こそが税務調査の本格シーズンともいわれるゆえんだ。

その一方で、2月から3月にかけての個人の確定申告という、当局にとつての最大のイベントを終えてやってくるのが春の調査シーズンだ。4月から事務年度末である6月にかけて行われるため、通称「ヨンロク調査」とも呼ばれ、各調査官がノルマ達成のために必死でラストスパートをかけてくる時期となる。

ヨンロク調査とはいふものの、当局は3月中旬にすでに動き出している。当局と税理士会の申し合わせの内容からも、そうした方針は見てとれる。例えばある年の福岡国税局と九州北部税理士会が行った協議では、確定申告期間中の税務調査の方針として、確定申告最終日までは「原則として調査を行わない」としたものの、翌日から4月1日については「資料調査課事を除き、原則として調査は行わない」（個人・資産課税関係）、「緊急

を要する事案を除いて調査通知を行い、関与税理士の都合を確認した上で調査を行う」（法人課税関係）とし、一部の調査はスタートさせる意向を具体的に示している。

もちろん、4月以降は、一部の配慮も取り払われ、結果に飢えた調査官たちが一気に野に放たれることはいうまでもない。確申期中にリスケしていた事案も含め、4月2日からは調査対応に追われる日々が始まるわけだ。

調査官のスキル次第で「盤外戦術」も検討

秋の調査と比べて、ヨンロク調査ではどのような点に気を付けるべきか。一般的に税務調査官は秋の調査で税額を、春の調査で件数のノルマを稼ぐといわれ、1件当たりの調査対応に関



しては「秋に比べれば楽」と考える向きもある。とはいえ成果を持ち帰りたい調査官による厳しい調査が行われることに変わりはなく、油断できるはずもない。

実際に調査を受ける際の注意点としては、多くの業種に共通するのが「期ズレ」と「棚卸し」だ。「ネタがなければ期ズレで上げる」（国税OB税理士）というほどで、納税者の側に悪意はなかったとしても、ちょっとした認識の違いが調査官にとって格好のターゲットに映る。また棚卸資産は、法人税の調

査では「守るも攻めるも棚卸」といわれるほど頻出する項目だ。脱税をするひとの多くが棚卸資産の

改変で行い、一方の調査官は帳簿のミスや課税逃れの尻尾を棚卸資産でつかむ。棚卸資産に関してあらぬ疑いを持たれないためには、パソコンのデータや手書きのメモなど原始記録をしっかりと残しておくべきだろう。痛くもない腹を探られないためには期末の在庫状況を写真に撮っておくのも有効な手法だ。

こうしたヨンロク調査で覚えておきたいのが、相手が残り3カ月に賭けていることを逆手に取つての「盤外戦術が存外有効」（前出の国税OB税理士）ということだ。限られた時間で実績を上げるためには、調査はどうしても効率が第一となる。つまり秋の調査のように「そんな態度だと調査が長引くだけです」といった言い回しを調査官が使うことはなく、逆に早々に「手打ち」に持ち込むことを考えざ

るを得ない。それをうまく利用すれば、納税者側が交渉を有利に運ぶことは十分に可能だ。

ただ盤外戦術を仕掛けるに当たっては、「最近の若手調査官は融通が利かない」（税務調査対応に詳しい税理士）との懸念がある点も注意したい。複数の税理士からの声によれば、コロナ禍による納税者との接触機会の減少、新人研修のオンライン化などにより、調査官のスキルが低下しているという。調査官のスキルの低下は納税者サイドにとってはありがたいことのように思えるが、話はそう単純でもない。というのも税務調査が一種の交渉事である以上、両者に共通の理解やゴールがなければ、話が進まないためだ。

対決より共同作業 着地点目指す交渉を

ある国税OB税理士は、「税務調査と聞くと攻める調査官と守る納税者の『全面対決』のようなイメージがあるかもしれないが、実際にはお互いが合意できる着地点を目指す『共同作業』の部分が大きい」と話す。そのうえで、「だからお互いに現場慣れをしていれば話が早い。しかし、以前であればツートカーで通じたものが、最近の調査官は話が通じない。こういう相手に当たると調査がいたずらに長期化してしまうし、うまく合意点を作ることも難しい」と嘆く。この国税OB税理士によれば、経験の浅い調査官に押し負けることはないというものの、手ぶらで帰れない調査官に粘られて調査期間が想定の倍以上に延びたこともあったそうだ。

春の調査は秋に比べればノルマ消化の意味合いが強いのは事実だ。とはいえ調査の過程で大きな問題が浮上すれば、人事異動後の7月以降に繰り越すことになる。役所内でもしっかりと引き継ぎが行われ、次の事務年度の誰かの実績のためにデータが蓄積されていく。手抜きをせずに対応して、ここぞというときに交渉に持ち込む心構えで臨みたい。

国税当局がマークする

療養中の役員報酬へくまりに注意

無理なく損金にするには…

オーナー経営者など役員が病に倒れたとき、その代役は簡単には見つからない。特に組織が経営者と一体である中小事業者であればなおさらだ。たとえ持病が悪化しても簡単に辞意を表明するわけにはいかず、多くの役員は療養を続けながらも経営にタッチすることになるだろう。その際、役員報酬や見舞金の処理は国税当局と争いになることが多い。無理なく損金化して憂いなく経営を続けるために知っておくべき注意点を調べてみた。

金額変更について 明確な事情が必要

役員報酬を損金にするには、原則として1カ月ごとなど決められたタイミングで毎回同じ額を支払わなければならない。恣意的に支給額を変えて全額を損金にできてしまうと、利益が多いときに役員給与を増やして法人所得を減らすという利益調整が可能となってしまうためだ。



これは増額のみならず減額する場合でも原則として損金算入が認められない。仮に事業年度の途中に臨時株主総会で月額100万円から60万円に下げたとすると、増額前の支給分にさかの

ぼって差額の40万円が損金不算入となってしまう。

事業年度の途中での金額変更は、報酬の増減の背景に「やむを得ない事情」があると認められると損金化が可能となる。この「やむを得ない事情」には、天災事変などに加え、役員が大病を患い、従前と同様の仕事をできない状態になった場合も含まれている。つまり、療養により仕事量を減らした役員の給与を減額しても、当然ながら全額を損金にすることが可能となっている。体調が回復したことで報酬額を元に戻す増額改定でも同様に損金化が認められる。

ただし、たとえば療養を理由とした報酬の増減であつても、それが仕事の実態に即したものでなければ損金化は難しい。そして問題は、その線引きが極めてあいまいであることだ。国税不服審判所の裁決でも、入退院によって変更した役

員報酬の適正額をめぐって争いになった事例がある。

増減の幅は実態で 「支配権」も影響する



営に携わっていたと示すことができる。また金融機関の借入に必要な書類への署名押印も会社の資金調達の判断に深く関わってきたことを示す証拠になる。たとえば「会社の忘年会に出席してあいさつをした」、「代表の名刺を発注した」といった程度のことも、療養中に仕事をしてきたことの証拠となり得るので、めばしい文書は残しておくようにしたい。

見舞金でもトラブル 相場無視はアウト

役員の入院をめぐっては、月額報酬だけではなく、会社が「見舞金」などの名目で支払う一時金についても注意が必要だ。国税当局に高額とみなされた部分は損金にできず、役員個人は給与所得課税の対象となる。

ある建設工事業者は、1年間で9回入院した役員に対する4

00万円近くの見舞金を損金にしたことで、税務署と審判所で争うこととなった。最終的に審判所は、その事業者と規模や業種、地域性などが類似する法人の見舞金を調べ、入院1回当たり「5万円」が社会通念として妥当な見舞金の額と判断し、9回分の45万円を超える部分は損金に入れるべきではないとした。

また見舞金の支払いの時期については、入院中や退院直後が一般的であることから、退院から数年経ってから支払われたものは、たとえば「見舞金」の名目でも非課税になる支払いとはみなされない可能性が高い。その際は賞与として課税されてしまうので注意しなければならない。

入院した役員の報酬や見舞金などは、社会的に非常識なものでなければ本来は事業者ごとに決定できるものであり、当局にとやかくいわれる筋合いではない。だが、その境界線はいまいかな面もあり、どうしても争いに発展するケースは増えてくる。納税者サイドとしては、あらゆる資料を残し、正当な金額であるという根拠を示せるようにしておきたい。



OWNER'S LIFE
History

歴史建築探訪

六華苑
(旧諸戸静六郎)

(三重・桑名市)

木曾川、長良川、揖斐川……。木曾三川が伊勢湾へと注ぐ河口に位置する桑名は、古くから水運が発達し、交通の要衝として栄えた城下町。穀倉地帯の濃尾平野・伊勢平野から運ばれてくる物資、とくに米の一大集積地で、桑名宿と宮宿（現在の名古屋市熱田区）を結ぶ「七里の渡し」でも知られる東海道路唯一の宿場町だ。

陸運・海運ともに発達した桑名では、その地理的条件と港湾都市としての機能性から米相場が開かれた。その歴史は古く、江戸時代の天明4（1784）年にはすでに米取引の会所が置かれていたという。明治27（1894）年には「桑名米穀取引所」が開設され、昭和6（1931）

年に廃止されるまでの37年間にわたって、大阪・堂島、東京・日本橋蛸殻町、下関・赤間関などと並び称される米穀取引所として繁栄した。とくに桑名の取引所は全国で唯一、夕方にも市場が開かれたため「桑名の夕市」と呼ばれ、他所にさきがけて「桑名が全国の米相場を決める」といわれた。

「六華苑」は、桑名の米相場で大儲けし、のちに「日本一の山林王」「日本一の大地主」と呼ばれるほどの財を成した実業家、諸戸家（本家）の旧邸宅（東諸戸邸）とその庭園の総称で、国の重要文化財・名勝に指定されている。

諸戸家は、米仲買業から身を起こした初代の諸戸静六（18

46～1906年）を家祖とする桑名きつての素封家一族。静六は、明治10（1877）年の西南戦争で軍用御用（兵糧調達）として奔走し、そこで得た巨額の資金を元手に「田地買入所」をはじめ、わずか5年ほどで5千町歩（約5千ヘクタール）東京ドーム約1070個分）もの田畑を買い集めた。さらに、山林・田畑に限らず、東京の恵比寿・渋谷・駒場の周辺では住宅地を約30万坪も買い集め、一時は渋谷から世田谷まで、他人の地所を踏まずに歩けたほどだったといわれている。

六華苑の邸宅は初代の名跡を継いだ四男、2代目・諸戸静六（1888～1969年）の新居として建築されたもの。諸戸家

は、初代の没後にその本邸（桑名市内に「諸戸氏庭園」）西諸戸邸として現存）を譲り受けた二男の精太（1885～1931年）が「諸戸宗家」（西諸戸家）、2代目・静六が「諸戸本家」（東諸戸家）と称し、現在でも「東・西」の両家で幅広い事業を展開する「諸戸グループ」を形成している。

つまり六華苑は、「旧東諸戸家邸宅」ということになる。洋館と、それに連なる和館は明治44（1911）年に着工し、大正2（1913）年に竣工したもの。広大な池泉回遊式の日本庭園は、総面積が約1万8千平方メートルにもおよぶ。

洋館は、鹿鳴館などの設計者として名高いイギリス人建築家、ジョサイア・コンドルの手によるもの。明治政府のお雇い外国人技師として来日したコンドルは、政府関連の建物を数多く設計したため、建築作品のほとんどが東京に集中している。現存するコンドル作の建築物としては、この旧諸戸静六郎が地方で唯一のものとなる。「日本近代建築の父」とまで呼ばれるほどの大家だったコンドルが、当時まだ23歳の若者に過ぎなかった2代目・静六の設計依頼を受けた背景には、初代が西南戦争での兵糧調達などを通じて政府要人とのパイプがあったことや、三菱財閥の創始者である岩崎家との交流があったためと考えられている。



写真提供：桑名市教育委員会・六華苑

ウィクトリア朝の様式を随所に取り入れた擬洋風建築の洋館は木造2階建て。高くそびえる4階建ての塔屋や、庭に面して多角・多面のガラス窓を張り出した2階のサンルーム、白い柱で囲まれた1階のベランダなどが、全体の外観を印象的なものとしている。設計当初、塔屋は3階建てとなる予定だったが、「揖斐川が見渡せるように」という施主の意向で4階建てに変更された。内部は洋間に襖があるなど、和洋折衷のデザインとなっている。

和館は諸戸家のお抱え大工だった棟梁、伊藤末次郎によるもの。木造平屋造（一部2階建て）の純和風建築で、建築面積は洋館よりもさらに広い。洋館とは別棟ではなく、壁が直接つながっていて、家人たちの生活はこちらの和館が中心だったという。周囲に板廊下をめぐらせた贅を凝らした普請で、各部屋から板廊下までは畳廊下を設けている。

戦中・戦後は諸戸家の関連会社の事務所などとして使われたほか、戦後の一時は被災した桑名税務署の仮庁舎としても使用されたことがあるという。初代・静六が、私財を投じて敷設した水道を寄贈するなど、諸戸家は代々、地元・桑名に貢献してきたため、邸宅を税務署へ提供する際にもすすんで協力したとされている。

先人に学ぶ経営者の心意気

賢者の言魂

古今東西、格言や故事は数々あれど、企業経営に日夜汗を流すオーナー社長にとって、経営の最前線で華々しく活躍した先人の声は、まさに金言と言える輝きを持つ。本紙姉妹紙の月刊『社長のミカタ』で大好評を博しているコーナー「賢者の言魂」から選りすぐりの名言を集めてみた。

全員が同質、均質だったら
ブレイクは起こらないし、
そこからは何も生まれない。

吉野 浩行

本田技研工業

よしの・ひろゆき
昭和14（1939）年生まれ。旧満州国出身。終戦後、両親の故郷である福井県に引き揚げる。福井県立乾徳高等学校（現・福井県立福井商業高等学校）を卒業し、一浪して東京大学工学部航空学科に進む。東大では、元プリンス自動車の常務で、後に日産自動車の専務になる中川良一（中島飛行機出身）から航空学の講義を受ける。卒業後は三菱重工か川崎重工に就職するつもりだったが、学生時代に参加した軽飛行機設計コンテストのスポンサーだったホンダに入社。昭和38（1963）年に入社した同期には川本信彦（本田技研工業第4代社長）や入交昭一郎（本田技研工業副社長、セガ社長、旭テック社長）らがいた。入社当初は本田技術研究所のガスタービン研究室に配属。昭和45（1970）年頃からアメリカを中心に排ガス浄化対策がクローズアップされると大気汚染研究室に移り、CVCCエンジンの特許契約交渉のために日米間を往復する日々を過ごした。昭和58（1983）年、ホンダの取締役に就任。平成2（1990）年ホンダ専務、同6（1994）年本田技術研究所社長を経て、同10（1998）年本田技研工業第5代社長に就任。社長となって3年後に登場した小型車「フィット」は、トヨタの「カローラ」を抜いて国内年間販売台数トップとなった。平成15（2003）年にはトップの座から退き取締役相談役となる。令和4（2022）年、82歳で死去。

雑種は純系より強し。

藤沢薬品工業（現・アステラス製薬）

青木 初夫

あおき・はつお
昭和11（1936）年生まれ。群馬県出身。群馬県立渋川高等学校を経て東京大学農学部農芸化学科に進む。昭和35（1960）年に卒業し、藤沢薬品工業へ入社。米国シラキュース大学生物研究所への留学を経て、帰国後は同社中央研究所主任研究員となる。この間、昭和47（1972）年には東京大学大学院農学博士課程を修了。博士論文のテーマは「新しいベータラクタム抗生物質・ノカルディシンAに関する研究」だった。その後も研究畑を歩み、抗生物質製剤を主力とする藤沢薬品工業あつて、一貫して遺伝子工学の応用や免疫系の研究に力を注いだ。昭和58（1983）年には探索研究所（茨城県つくば市）所長に就任。移植医療に不可欠な免疫抑制剤「プロGRAF（タクロリムス水和物）」などの研究・開発に取り組んだ。昭和63（1988）年取締役、平成5（1993）年常務、同7（1995）年代表取締役専務を経て、同11（1999）年に社長就任。つくば時代には、近くにあった山之内製薬の研究所にも頻繁に出入りし、ライバル企業の垣根を越えて、新たな研究テーマなどについて語り合ったという。平成17（2005）年には、その山之内製薬（竹中登一社長）と合併し「アステラス製薬」と改称、代表取締役会長に就任する。国内製薬業界3位だった山之内と、同5位だった藤沢との合併により、同社は武田薬品工業に次ぐ業界2位の巨大製薬メーカーとなった。この言葉は合併発表の記者会見で述べたもの。平成20（2008）年に相談役へ退き、同22（2010）年には相談役制度の廃止に伴って退任した。令和4（2022）年、86歳で死去。

会社は子どもや孫に継がせない。
一番優秀な人に任せるべきだ。

清水 信次

ライフコーポレーション

しみず・のぶつぐ
大正15（1926）年、三重県津市生まれ。生家は大阪市天満で乾物や缶詰などを販売する食料品店を営んでいた。昭和18（1943）年、旧制大阪貿易語学校（現在の開明中学校・高等学校）を卒業。翌19（1944）年、戦技特別研究要員（剣道助教）として陸軍に入隊し中国へ出征。その後、陸軍特別幹部候補生を経て本土防衛特別攻撃隊として敗戦を迎える。19歳で復員すると、昭和21（1946）年には大阪市天満で15坪の店舗兼自宅を構え、家業の食品卸売業「清水商店」を継いで代表となる。昭和25（1950）年に朝鮮戦争が勃発すると単身上京し、バイナップルやバナナの輸入業で利益を上げた。昭和31（1956）年、株式会社清水実業を設立し社長に就任。欧米の小売・流通業を視察しスーパーマーケットの将来性に着目する。昭和36（1961）年には「ライフストア」（現・ライフコーポレーション）を設立し、大阪府豊中市に1号店を出店すると順調に店舗網を拡大。「ライフ」を食品スーパーでトップクラスの売上高を誇る規模にまで成長させた。昭和57（1982）年、上場を機に会長へ退き、実弟の清水三夫氏に社長の座を譲る。しかし、バブル経済で株式運用にのめり込む三夫氏に危機感を抱き、昭和63（1988）年の役員会で電撃解任すると自ら会長兼社長に復帰した。この言葉はその当時のもの。実際に、後継社長には三菱商事出身の岩崎高治氏を指名した。令和4（2022）年、96歳で死去。

OWNER'S LIFE
特集3

税務署はお見通し!?

経費で愛人こづいてバレル

お手当、住まい…、安易な処理は危険

税務調査官はありとあらゆる項目を調べ上げる。なかでも「突っ込みどころが多い」とされる支出のひとつが、経営者の愛人に渡るお金だ。愛人に対して給与の名目で支給しているにもかかわらず、実は勤務の実態がないといったこともある。愛人手当の経理について確認しておきたい。

社内に座席無し すなわち「名目社員」

愛人に生活費などの金銭を渡すにあたって、個人のポケットマネーから捻出するのではなく、法人のお金から支出する経営者は少なくない。代表的なのが、愛人を役員や社員にして報酬を支払うというもので、個人としてお金を渡すのと違い、贈与税の問題が原則として発生しない。ただ注意しなければならないのは、愛人は「特殊関係人」と

して、税務署に配偶者や子などの親族と同様の「身内」として扱われ、勤務実態とかけ離れた高額な給与が支給されていると、税務署が損金算入を否認してくることだ。給与が高額か否かは、その人の職務内容や法人の収益、ほかの人への給与の支給状況、同種同規模の事業者の給与支払い状況などから判断される。

もし勤務実態があることを税務署に証明できないと、追徴課税を受ける可能性が高い。ある国税OBは、「経営者に愛人がいるか否かを探ろうとは思っていないまでも、決算書や従業員名簿、関係者の確定申告書を見ると愛人の存在に気づくことがある。税務調査に入られれば調査官には絶対バレる」と語る。この国税OBが関わったある調査では、社員名簿上では男性社長と40代の女性社員、そし

て20代の経理担当者の3人が在籍していることになっていたが、40代の女性社員の席が社内になかった。

ヒアリングをしたところ、その女性社員は年に数回しか会社に来ないことが分かった。「経理担当者が『社長の特別な人』という表現をしていたこともあって、これは特殊関係人だとすぐに分かった」（国税OB）。もしその社員に勤務実態がなければ、追徴課税は免れない。税務署に否認されないためには、タイムカードや役員会の議事録などで、勤務の実態があることを証明する必要があるだろう。

社宅契約の場合も 税務上のルールが

愛人に経済的利益を与える別の方法として、法人がアパート



やマンションを借り、そこを従業員である愛人の住まいにするというのがある。その際に法人が不動産オーナーに支払う賃料は損金にできる。ただし、社宅の規模に応じた最低限の金額（賃貸料相当額）を愛人が負担していることが条件で、負担額がそれを下回る場合はその差額が給与として課税され、税金や社会保険料の対象とされてしまう。

愛人が個人事業を始めるのであれば、経営者や法人がその事務所の費用を負担するということもある。そのようなケースで

注意したいのが、愛人の確定申告だ。

例えば事務所兼住まいを経営者に用意してもらった愛人が、事業に関係ない洗濯機などの生活家電の購入費用まで事務所の経費にしたり、あるいは申告自体を怠ったりすると、その事務所が税務調査の対象となると、費用を出した経営者のもとにまで調査の手が伸びる恐れがある。公にできない関係性に基づく事業だからこそ間違いのない申告が不可欠だ。

贈与が証明できず 返済請求の可能性も



個人の資産から愛人宅の費用を出す経営者は、年間110万円の贈与税の非課税枠を利用することが多い。毎年この枠内で現金を渡しておき、まとまった額になった時点で愛人に所有権を買い取らせるという手法だ。中古マンションなら贈与を数年繰り返し行っただけで手に入るものはいくらでもあるので、短期間で住まいを愛人に渡せることになる。

このときに忘れてはならないのは贈与契約書の作成だ。贈与したという確実な証明を残すことが、後に浮気がバレた際、妻が「夫が支払ってきた110万円の贈与ではなく貸し付けたもの。返済しなさい」と愛人に迫る事態を避けられる。

このほか、飲食代や旅行代といったデート費用、衣服代など、愛人のためのさまざまな支出を法人の損金にすることも考えられるが、あくまでも事業のための経費でなければ損金にできないという原則は押さえておきたい。

税務署は申告書などから愛人の存在をかぎつけ、その周辺に申告漏れがあるのであればいかと疑いの目で見てくる。不品行為の倫理上の問題はさておき、愛人に関する経理処理はより一層の注意を払うようにしたいところだ。もちろん家族に浮気がバレて離婚などということになれば税金どころの話ではない。慰謝料の支払いも含めて重負担となることを覚悟しなければならぬだろう。

人手不足・定着のための スタッフの待遇改善策

クリニックは、賃金増、物価高、人手不足というトリプル苦の中で、スタッフの雇用を守っていかなくてはなりません。原資が限られる中、大幅な賃上げが難しければ他業界とは競争ができません。福利厚生など待遇改善を図る必要があります。そこで、クリニックの待遇改善策の考え方、いくつかの取り組みを紹介します。

2026年6月の診療報酬改定では、人件費、物件費の増加に対して大きな予算割り当てが行われます。クリニックの賃金が他業界と比べ低いとの指摘があり、採用が難しくなっているという背景から、他業界と競争するための原資として、診療報酬でも手当を行おうとしているのです。クリニックでも当然、賃上げは必須ですが、それは大きな収益があつてできることであり、2年に1度の改定では急速な賃金・物価アップに対応することは難しいのが現状ではないでしょうか。そこで、クリニックの待遇改善策について紹介していきます。

早く帰るための「カエルシール」

クリニックのスタッフは、出産後に戻ってくるケースが多くあります。子供を保育園に預けながら、パートタイムで働くため、どうしてもお迎え時間に間に合わせようと、早く出勤する必要があります。一方、出勤も退勤もスタッフ全員が同じ時間という考え方も根強くあります。早く帰るのは何となく気まずい雰囲気があり、申し訳なさそうに退勤するという光景がよく見られました。そこであるクリニックでは、早く帰るスタッフの胸にカエルシール

(帰ると蛙をかけています)を貼って明確化し、退勤時間になると、みんなで帰るよう促すようにしました。その結果、多くのスタッフが出産後も子育てをしながら安心して勤務できるところになったのです。

〇〇休暇でリフレッシュ

2019年に働き方改革関連法が施行され、5日間の有給休暇の消化が義務付けられました。以前に比べて有給休暇の取得はしやすくなり



なりました。ただ、クリニックはシフト勤務が多く、シフト作成時に有給休暇を申告するのですが、まだ入ったばかりのスタッフは申告するのに気を遣ってしまい、取得が難しいケースもあるようです。

あるクリニックでは、有給取得に工夫をしました。それが、「誕生日休暇」や「結婚記念日休暇」、「推しのライブ休暇」、「お祭り休暇」など、自由に自ら休暇計画を立てるというものでした。これにより堂々と有給休暇を申請しやすくなり、年末に急

勉強支援制度

いで消化するということがなくなり活動などを知ること、スタッフ同士のことをよく理解し合おうとする思考の変化も見られ、チームワークも良くなったとのこと。

大人になると勉強するのは難しくなります。日々の生活や子育てに追われ、勉強する時間はとても取れない、勉強にかけるお金もないと考えるのは当たり前のことでしょう。政

府はリスキリングのための補助金なども多く設けていますが、それほど利用されているように感じません。ちなみに、リスキリングとは、新しい環境や業務に適応するために、必要なスキルを習得することを指します。特に近年では、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略において、スタッフが新たな業務や職種に対応できるよう、スキルや知識を再習得する意味合いで使われることが増えています。

あるクリニックでは、研修会や勉強のための書籍購入について、費用を全額クリニック負担としています。事前に申請すれば、研修会の参加は勤務扱いとし、交通費の支給も行っています。ただし、翌日に研修内容をスタッフ全員にシェアするフィードバックを開く必要があります。

自らの学びをみんなに還元することを義務付けているのです。このクリニックは理念の中に、「共に学び共に成長する」ことを掲げており、その一環として取り組んでいるとのこと。

勉強を無制限で支援することで、勉強できる環境のある組織というイメージが定着し、採用時にもクリニックの志望動機として、「勉強できるから」「成長できるから」という理由が多数を占めるようになりました。

リモートスタッフの活用

コロナ禍で「リモートワーク」が一般的になりました。一方、クリニックにおいては対面業務が大半であるため、あまりリモートワークが進まなかったように感じます。しかしながら、AIやシステム化が進むことで、今後は無人受付、無人精算などが進めば、クリニックにおいてもリモートワークが可能になるかもしれません。

あるクリニックでは、総務・人事、広報ホームページ、SNSの更新、データ管理などで、リモートワークを認めています。かつて勤務していた方が、復帰の際に選択肢の一つとしてはじめ、他業界からの雇用を進



めるためにも有効活用しています。現在、子育て中の方々が活躍されています。業務の大半は自宅で行っており、定期的にWeb会議で進捗報告を行っています。勤怠も自己申告制で、自由な時間に自由な場所働いているのです。リモートワークを認めることで、クリニックには縁がないであろうデザイナーや通訳、役員秘書など様々な分野の方が集まるようになりました。

MICTコンサルティング(株) 代表取締役 大西大輔



2001年一橋大学大学院MBAコース卒業後、医療経営コンサルティングファーム「日本経営グループ」入社。医療IT機器の展示場「メディプラザ」を設立。東京、大阪、福岡の3拠点を管理する統括マネージャーを経て、2016年にコンサルタントとして独立し、「MICTコンサルティング」を設立。過去2000件を超える医療機関へのシステム導入の実績から、医師会、保険医協会などの医療系の公的団体を中心に講演活動および執筆活動を行っている。



ペット共生型賃貸マンション オーナー募集中

ペットと人が調和して暮らす社会へ 代表が語る「インサイトルポ」の 社会性と投資性

ペットは人生を共に歩む『家族』である――。そう考える人が増える一方で、ペット可物件であっても、多頭飼育や大型犬・猫の飼育が制限されるなど、ライフスタイルと住まいの選択肢が一致しない現実があります。

「そのミスマッチを解消し、飼い主もペットも心地よく暮らせる環境をつくりたいと考えました」。そう語るのは、インサイトハウス代表の岡田氏。単なる「ペット可」ではなく「ペットのための住まい」――この想いこそ、ペット共生型賃貸マンション「INSIGHT REPOS（インサイトルポ）」シリーズの根幹です。

この理念を具現化するため、シリーズには共生の視点を徹底した設備が随所に採用されています。共用部に設置された足洗い場やリードフックをはじめ、移動時の安全性を高める動線計画。室内には、動物病院やペット同伴ホテルでも利用される床材「愛犬の床®」を全室に導入。

「大型犬・多頭飼育・猫まで受け入れる設計で、単に飼えるだけでなく安心して暮らせる住環境を追求しています」と岡田氏は語ります。実際、山科区の一般賃貸マンションより平均相場が約2万

7千円高い賃料帯でありながら、シリーズ全体の入居率は93%以上を維持。理念と設計思想の一貫性が、高い満足度と安定稼働につながっています。

こうした共生の考え方は、住まいの設計だけにとどまりません。同社では、その理念を体現する取り組みとして、「住むことで守れる命がある寄付プロジェクト」を推進しています。岡田氏によれば、「社員が動物愛護センターを視察した際、殺処分の実を目の当たりにし、住まいづくりを通じて何かできることはないかと考えるようになった」といいます。その思いを起点に、家賃収益の一部を『京都市動物



大型犬にも対応の足洗い場



各所に設置されたリードフック



岡田 治樹（おかだ はるき）
インサイトハウス代表取締役。
公認不動産コンサルティングマスター。
アパレル業界で培った営業力を基盤に生まれ育った京都山科で不動産事業を展開。「みんなが笑顔で暮らせる地元の街作り」を目指し、収益性と社会性を両立する不動産ビジネスを牽引。地域貢献、子育て支援、地域活性化にも力を注ぐ。

「ペットにとって良い環境は、人にとっても豊かであると考えています」と語る岡田氏。インサイトルポががつくるのは、ペットと人がともに心地よく暮らせる環境と資産性が調和した、新たな不動産の形。詳細は、ぜひ公式サイトでご確認ください。

愛護事業推進基金」へ寄付する仕組みを整え、2021年に活動を開始。現在も寄付は継続して行われており、累計寄付額は131万2千5百円（2025年12月時点）となっています。そうした背景を踏まえたシリーズ最新作が、2025年6月に誕生した「INSIGHT REPOS 山科新十条」です。京都市営地下鉄東西線「柳辻」駅徒歩6分という利便性を備え、全35戸・1LDK・2S・LDKのゆとりある住まいに、全室ペット共生仕様を採用。1〜2階では大型犬にも対応し、社会性と資産性を両立させたい投資家にふさわしい新築棟収益レジデンスといえるでしょう。



◀ 物件詳細はこちら

【INSIGHT REPOS山科新十条】販売価格：121,000万円(税込)／所在地：京都府京都市山科区柳辻番所ケ口町 45-5(京都市営地下鉄東西線「柳辻」駅徒歩6分)／構造：鉄筋コンクリート造(RC)5階建て／戸数：35戸／駐車場：13台／満室想定年収：60,356,400円／満室想定利回り：4.98% ※本情報は 2026年2月2日現在のものです。



TOMOSU GROUP 不動産事業

株式会社インサイトハウス

☎0120-68-0018 受付時間／9:30～18:30 定休日／毎週火・水曜日
京都府京都市山科区柳辻番所ケ口町45-12 インサイトコート柳辻 京都府知事(6)第11036号 社全日本不動産協会 京都支部

